

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2013年5月1日

今月のことば ●他の人が成長しなければ、大きな成長はない
自分一人が成長してもそれは限られたこと。他の人が成長することでそれ以上の成長が見込める。共に成長し、喜びを分かち合うことが真の成長。

暖かい日が増えてきて、過ごしやすい季節になりましたね♪

新入社員の方が入社されて、早1ヶ月が経過します(*^_^*)5月病という言葉をよく耳にするのではないかと思います。これは新しい環境になり、緊張した精神状態が続く中、ゴールデンウィークなどの長期休みで疲れが一気に噴出し、倦怠感などに襲われる症状です。疲れを感じたり落ち込みやすくなっているなど感じる方は、休みを利用してリフレッシュして頂きたいと思います(*^_^*)♪



前川 賢

あなたは
「ビーグル」



のんびりとした性格で
ほんわかしたイメージ
が漂っています。でも、
負けず嫌いの一面も
...
そんなあなたは、周り
から温かく見守られる
でしょう♪

忙しく、なかなか連絡が取れない友人と久々に
会ったりするのもいいかもしれませんね(*^^)v
ストレス発散の方法は、人それぞれ違うと思いますが、
自分なりの方法で、心と身体を癒し、ゴールデンウィーク
明けは、また元気に頑張りましょう(*^_^*)
私も皆様に負けまいと頑張ります♪最後になりましたが、
先月ご紹介できなかった弊所の新しいスタッフが登場しており
ますので、編集後記を是非ご覧ください♪

(高間)



セミナー案内

2013年新入社員研修のご報告

無事終了
しました

オープニング



おかげさまで今年で6年目を迎えた新入社員研修。今回は3月28、29日に開催いたしました。参加人数は過去最高の20社34名。6グループに分け、グループディスカッションを交えながら2日間実施させて頂きました。(^^)

◆1日目◆

知らない面々の中、何が始まるのかとガチガチに緊張した受講生たち(*^_^*)
まず「あなたの第一印象は？」と題して2人1組で相手のことを紹介してもらい、
“自己紹介”ならぬ“他己紹介”からスタートしました。

その後は“新入社員研修はなぜ必要か” “学生と社会人の違い” “新入社員でもできること” “会社の目的は何か？”を講義&ディスカッションで考えてもらい、身だしなみや言葉遣いなど職場におけるマナーで終了。

◆2日目◆

1日目のマナー講習で学んだ名刺交換のロールプレイングからスタート。慣れないセリフに戸惑いながらも受講生がんばりました！その他電話対応、メモの取り方、報・連・相などの社会人として最低限知っておきたい基本的な知識を習得して、両親への感謝の手紙、1年後の目標設定で終了。

研修後の受講生の顔は充実感に満ちていました(^o^)!

秋には
フォロー
アップ

新入社員フォローアップ研修

マナー講習



“教育”は継続して行うことでより高い効果が得られます。
弊社では、毎年9月に“フォローアップ研修”を開催しております。この“フォローアップ研修”では、社会人として飛躍するコツを習得してもらうことを目的としています。開催要項はこちらの紙面、ホームページなどでご案内いたします。お楽しみに！【9月25日(水)に開催予定です】



けいえい ろうむ 相談室

社員から「妊娠しました。」という報告がありました。
会社としてできるだけのことをしたいのですが、
具体的にどのようなことをすればよいですか？



前回、妊娠・出産・育児に関する大まかな概要を時系列にしてみました。
今回は簡単に内容をご説明致します。

青・・・雇用保険に加入している方
オレンジ・・・社会保険に加入している方

時期	手続き	要件	支給	必要なもの
出産前	出産育児一時金 (直接支払制度)	出産予定日の約1ヶ月前 (出産後に申請することも できます。)	医療費として1児につき 42万円(病院によつて は、39万円)	ご本人が直接、病院に 申請書を提出 
出産後	出産手当金	出産の為会社を休み、給与が 支払われない場合	出産日以前42日、出産 後56日までの期間で休 んだ日についておおよそ 標準報酬日額の2/3が 支給されます。	《ご本人》 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 医者証明のある 申請書 《会社》 <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 賃金台帳
	育児休業等取得者 申出書(新規)	育児休業をする時	育児休業した月から会社 に復帰する月の前月まで 社会保険料が免除されま す。	
育児 休業中	育児休業給付金 2ヶ月ごとの申請です。	育児休業する前の2年間に 11日以上働いた月が 12ヶ月以上ある場合	育児休業を開始した日か ら1歳(場合によっては 1歳6ヶ月)になるまで 休んだ期間についておおよ そ給与の5割が支給され ます。(ただし、育児 休業期間中に給与が支給 された場合、減額される ことがあります。)	《ご本人》 初回のみ <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し <input type="checkbox"/> 通帳のコピー 《会社》 <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 賃金台帳 
	育児休業等取得者 申出書(延長)	育児休業を延長する時		
復帰後	育児休業終了届	予定より早く復帰した時		
	育児休業等終了時 報酬月額変更届	育児等を理由に復帰後の3ヶ 月の給与の平均が以前の給与 より低下した場合 (少なくとも1ヶ月は17日 以上の出勤日が必要。)	4ヶ月目以降に社会保険 料が改定されます。 (1等級でも変更する ことができます。)	《会社》 <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 賃金台帳
	養育期間標準報酬 月額特例申出書	3歳未満の子を養育する間の 標準報酬月額が、養育開始前 の標準報酬月額を下回る場合	将来の年金支給の際には 養育前の標準報酬等級で 年金額を計算されます。	《ご本人》 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> お子さんの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> お子さんの住民票 <input type="checkbox"/> ご本人の住民票 提出前60日以内に 発行されたもの



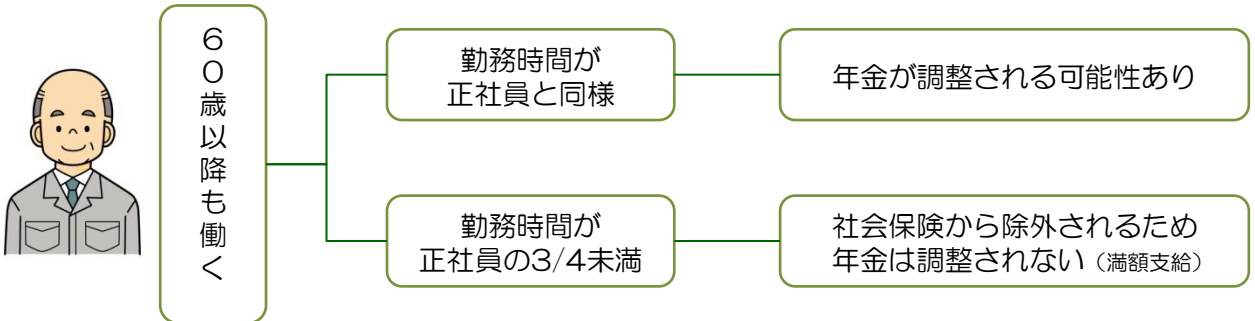
♡♡社労士さとうのワンポイントアドバイス♡♡

今回、妊娠・出産にまつわる手続きを簡単にご説明しました。
こうしてみると、ご本人と定期的に連絡を取る必要がありますね。
上記の説明は細かいことを省略しましたので、もっと詳しいことを
知りたいという方は弊社にご連絡ください。

今までは60歳になると年金が受給可能だったのですが、今年の4月以降60歳になる方は、生年月日に応じて年金が支給されなくなりました。3月までに、継続雇用の就業規則等は改定など必要な対応をして頂きましたが、それ以外に会社として知っておくことはどのようなことでしょうか。

■■定年後の働き方を考えてもらう■■

60歳以降で働く方は年金を満額もらうか、それとも今まで通り働いて給与をもらうか色々考えることもあるかと思います。60歳以降どのような形で働くか会社と決めておきましょう。

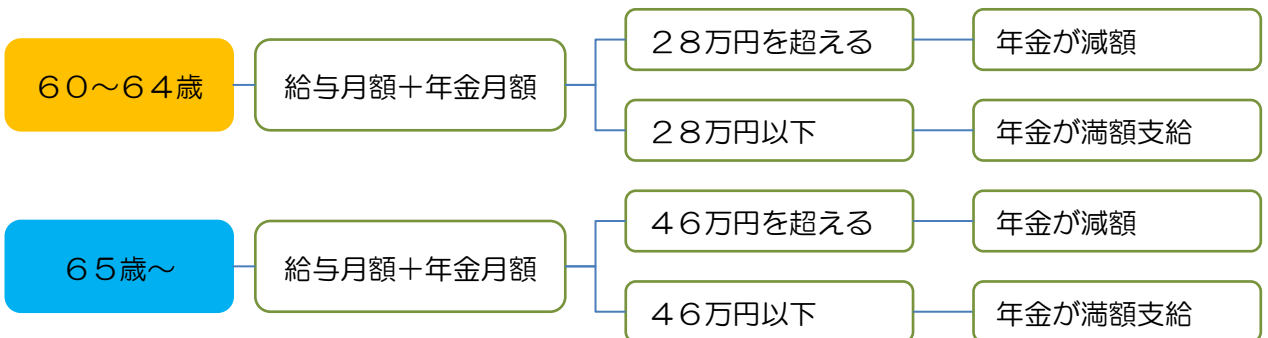


■■働きながら年金をもらおうと年金が止まる？■■

働きながら年金をもらう場合、その時の給与額と年金額が一定金額を超えた時に年金が減額されます。これは元々、年金は老後の保障と言う性質が強く働ける人に対しては年金の支給を調整していることからきています。

年金が調整される考え方

種類	内容	具体例(61歳)
給与月額	その月の標準報酬月額 + その月以前1年間の賞与 / 12ヶ月	月給20万円 + 賞与60万 / 12ヶ月 = 25万円
年金月額	年金額 / 12ヶ月	年金120万 / 12ヶ月 = 10万円
支給停止基準額	60~64歳: 28万円 65歳~ : 46万円	35万 > 28万 → 調整される



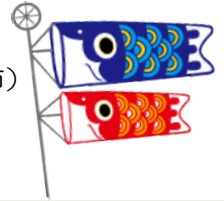
■■会社と労働者への影響は？■■

60歳以降の働き方、賃金の見直しをすることは、労働者側からみると60歳以降も給与と年金額を合わせて手取り額に大きな変化がなければ生活に影響することはありません。また社会保険料もその分軽減されます。

一方、会社側からみると人件費の抑制、社会保険料の軽減、若手社員の確保として考えることもできます。

年金制度は複雑で、法改正もたびたび行われていることからわかりにくいと大変不評なものの一つです(笑)ただ、会社と労働者本人が話し合いの場を持ち、お互いにとってよい条件は何かを検討していくことが必要です。ぜひこの機会に見直しをされてはいかがでしょうか。ご不明な点は0776-58-2470まで 担当:北出





5月の
おしらせ

風薫る5月。各地でイベントも多数開催されます。
お出かけの参考になさってくださいね♪

- ◇5月18日(土)・19日(日) 九頭竜新緑まつり(大野市)
- ◇5月19日(日)～21日(火) 三国祭(坂井市)
- ◇5月25日(土)～27日(月) 越前陶芸まつり(越前町)

健康保険
被扶養者
状況リスト
の提出

今年も5月末頃に「健康保険被扶養者状況リスト」が協会けんぽから送付されます。これは、本来扶養から外れるべき人が扶養に入ったままになっていないかを確認するものです。対象は、4月1日現在18歳未満の被扶養者及び4月1日以降認定を受けた被扶養者以外の方です。
リストを確認し、扶養から外れる方がいる場合は同封の「異動届」を提出して下さい。また、該当者がいない場合も返送が必要ですので、いま一度ご確認ください。

労働保険
年度更新

平成24年度確定保険料及び平成25年度概算保険料の年度更新時期となりました。今年、**6月3日(月)から7月10日(水)まで**が申告・納付期間となります。年度更新に必要な書類は、5月末に労働局より郵送される予定です。同封されているお知らせやパンフレットなどをご覧ください、期間内に申告・納付してください。



所長 北出慎吾



佐藤早智代



高間亜希



橋本友美

だんだん暖かくなってきましたね。GWはどこかに行かれましたか。北出家では毎年GWは家族で旅行に行くことを計画しており、今年はなんと、横浜に行ってきます。この編集後記を書いている頃はGW前なので妄想で記載しています(笑)
横浜はおしゃれな街としても有名ですが、子供も楽しめるところがたくさん。調べれば調べるほど大変楽しみです。またブログなどで報告しているので見てくださいね。

最近、夕方のウォーキングを再開しました^^ 毎日1時間近く歩きます。住宅街を歩くと、たまに人の生活音が聞こえてきて楽しいです(^) 私は辺りをキョロキョロと見渡しながらか歩くので、怪しい人満載ですが。(←いつか捕まるかな(笑))
しかし、冬のわずかな期間歩かなかっただけで、結構様変わりするものですね。また、春になり家の建替も多くなり、どんどん変わっていきます。何も変わっていないように見えて変化していくものですね。

「ゴールデンウィークなのにうちだけどこにも行かない!!(´ε`)」って息子がすねています(笑)この「うちだけ」ってフレーズは私も散々使ったなあ(笑)「みんな持ってる」とかも常套句でした(*^_^*) 決まって「みんなって誰?」とか「うちだけって何で分かるの?」って親に返されるんですけどね(笑) ゴールデンウィークにはどこかに連れて行ってあげられたらいいのですが、何の計画もない・・・(;-;) 今年には福井県の行った事がない場所に探検に行こうと誘ってみる事にします(笑)

先日、足羽山でパンスター彗星と土星をみる会に参加してきました。パンスター彗星は残念ながら見えませんでした。土星はくっきりと見ることが出来ました♪ただ想像以上の人の多さで、望遠鏡にたどりつくまで50分かかりました(^◇^ 春とはいえ、まだまだ夜は寒かった(；_；)でも待っている間も星空や福井の夜景を眺めていました。そして星に関心がある人が結構いるんだなあと改めて感じました★ 皆さんも星空を眺めてみてはいかがでしょうか?

NEW
FACE!



前川 賢

4月1日から入社しました前川と申します。よろしくお願いいたします。現在は所長の北出についてまわり、お客様のもとにお伺いさせてもらっています。まだお会いできていない皆様のお目にかかることを心待ちにしています。
去年の4～5月にかけて雑草畑だった家の庭をどうにか一面芝生にして早一年、初めての冬を越した芝生君たちがやっと復活!! おかえりなさい(^o^)/ これからの時期は肥料やり、雑草抜き、目土かけ、エアレーションなど芝生君たちを元気にする工程が目白押しですが、今年もお手入れがんばりますぞ(>▽<)/